

# ネパール不法行為法の誕生

亜細亜大学法学部教授

木原浩之

## 1. はじめに

### (1) 本稿の目的

ネパール民法典は2017年10月に成立、2018年8月17日に施行され<sup>1</sup>、その第5部の第17章に「不法行為法」の章が設けられた<sup>2</sup>。民法典制定以前は「名誉棄損法」や「車両・交通法」といった幾つかの個別立法において被害者から加害者への損害賠償請求を認める条文が存在しただけであり<sup>3</sup>、ネパールには不法行為法は存在しなかった。他者への侵害に対しては、もっぱら刑事責任を課すことで対処してきたのである。その意味で、今回の民法典の制定によりネパールに不法行為法が誕生したことの意義は大きい。

本稿の筆者は、2009年よりJICAおよびICD協力の下で進められてきたネパール民法典法整備支援のアドバイザーグループ委員の一人として、主に契約法や不法行為法の諸規定に関する助言や提言などを行ってきた。本稿の目的は、これまでの活動を踏まえつつ<sup>4</sup>、ネパール民法典に新設された不法行為法の諸規定につき<sup>5</sup>、日本民法典における不法行為規定との比較も交えながら、その概要と特徴および今後の課題について紹介することにある。

### (2) ネパール民法典における不法行為法の構成

第5部の第17章「不法行為に関する規定」は下記のとおり13の条文で構成されている。内容的には、①一般不法行為責任の要件（672条）、②特殊不法行為責任の要件（673－681条）、③不法行為責任の効果・免責・権利行使期間（682－684条）の3つに区分することができよう。

<sup>1</sup> ネパール民法典の成立経緯と概要につき、石崎明人「ネパール新民法、遂に成立！」ICD NEWS 第73号80頁（2017年）、石崎明人「ネパール新民法の概要」ICD NEWS 第77号156頁以下（2018年）。

<sup>2</sup> ネパール民法典の第5部第18章には「欠陥製品に対する責任に関する規定」（685～691条）も設けられており、その内容はわが国の「製造物責任法」と類似している点が多い。

<sup>3</sup> 例えば、1959年に制定された「文書および口頭による名誉毀損に関する法（Libel and Slander Act, 2016）」では、文書・口頭による名誉毀損に対して、刑事責任のほか（第5～10条）、民事的救済として被害者が加害者に対して合理的な額を損害賠償および費用として請求することを認める（第12条）。また、1993年に制定された「車両・交通法（Motor Vehicles and Transport Management Act, 2049）」によれば、交通事故による損害に関しては、被害者から運転者、（車両の）所有者もしくは管理者に対して医療費および損害に関する賠償請求が認められている（163条）。

<sup>4</sup> ネパール民法典制定前の法状況については、南方暁、木原浩之、松尾弘『ネパールにおける現行民事法の現状と今後の立法動向（法務省ICD・調査委託報告書）』（2013年）法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/content/000111943.pdf>）を参照されたい。

<sup>5</sup> ネパール不法行為法を概観するものとして、長尾貴子「新たな民法の制定に向けて～ネパール法整備支援の現場から（4）～」ICD NEWS 第71号79頁以下（2017年）。

- 672条「不法行為とされる行為」
- 673条「未成年者が生じさせた損害に対する親権者の責任」
- 674条「判断能力が不十分な者が生じさせた損害に対する後見人・保佐人の責任」
- 675条「使用者責任」
- 676条「動物が生じさせた損害に対する動物所有者の責任」
- 677条「建物の崩壊により生じた損害に対する建物所有者の責任」
- 678条「財産の所有者の責任」
- 679条「家長の責任」
- 680条「他人の財産の直接侵害に対する責任」
- 681条「共同不法行為による責任」
- 682条「〔不法行為〕責任に基づく損害賠償の支払義務」
- 683条「特則がある場合の免責」
- 684条「権利行使期間」

## 2. 一般不法行為責任

672条は一般不法行為責任に関する規定であり、4つの項により構成されている。

- 1項：「何人も、…、過失（any default, negligence or recklessness）に基づく作為または不作為により、他人の生命、身体、財産または法的に保護された権利もしくは利益を侵害してはならない。」
- 2項：「1項でいう作為または不作為に関して当事者間に契約関係が存在していない場合には、その行為または過失により生じた損害は不法行為によるものとみなす。」
- 3項：「1項に従って不法行為をした者は本章の下での責任を負う。」
- 4項：「3項に従って責任を負う場合、不法行為の帰責割合に応じて別個に責任が判断できるときは、責任はその割合に応じて、そのような判断ができないときは、当該不法行為に責任を負う全ての当事者が等しい割合で責任を負うものとする。」

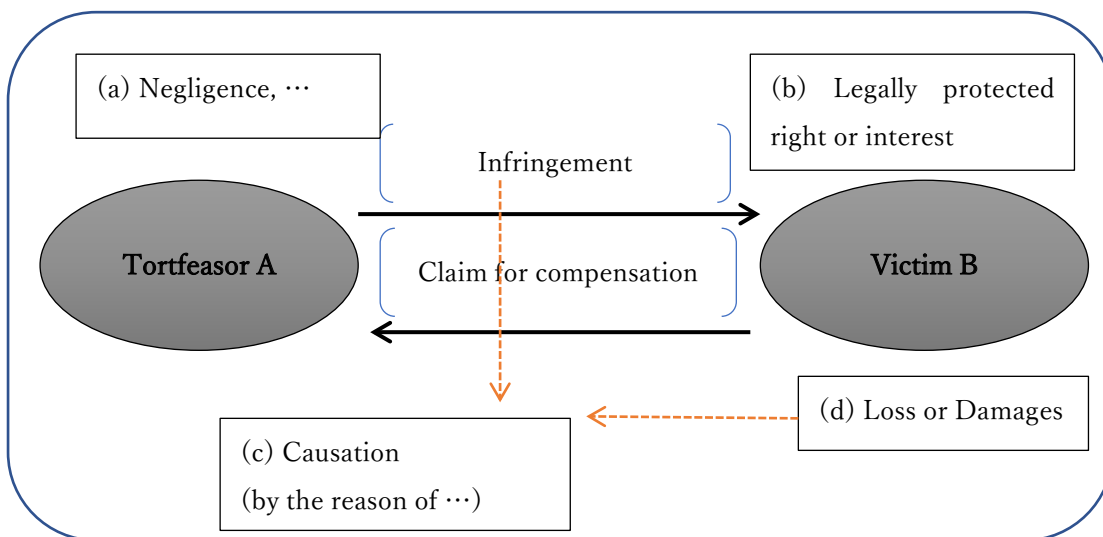
### (1) 一般不法行為規定の発展可能性

1項と3項を合わせて読めば、日本民法709条と類似した規定であることが判る。わが国と同様に、過失責任主義を採用し<sup>6</sup>、保護法益を限定列举せず、また一般条項的な性格を帯びた条文であることも共通しており、今後の判例法の発展如何によっては様々な不法行為事例をこの条文で対処できる可能性を秘めている。しかし、現時点ではネパール側がそのような認識を必ずしも共有しているわけではない。例えば、不法行為の典型事例である自動車交通事故については、本稿の冒頭で述べた、民法典制定前から存在する「車両・交通法」の下で規律されると考える傾向があり、不法行為法

<sup>6</sup> なお、672条1項は故意不法行為を想定していない。わが国の民法709条についても、判例・通説は故意不法行為と過失不法行為とを厳密に区別して扱わないが、第三者による債権侵害においては、第三者が債権の存在を認識していることが必要であるため、故意の要件を満たさないと不法行為が成立しない。ネパール法曹関係者にこうしたケースをワークショップ等で説明することはある。

における一般法と特別法の関係について十分な意識はされていない。また、民法典に新設された不法行為法についても、場面が限定された特殊不法行為の方がイメージしやすいようである。

2019年8月にネパール法曹関係者を対象とした2つのワークショップがカトマンズで開催され<sup>7</sup>、本稿の筆者はいずれのワークショップでもネパール不法行為法について発表を行う機会を得た。そこで試みたのは、672条1項の文言から<sup>8</sup>、①過失、②法的に保護される権利または利益、③因果関係、④損害の発生という4つの要件が導き出されうること（下記の図を参照）、そして、この一つ一つの要件に内包する諸論点を認識することで、一般不法行為規定である672条の発展可能性を示唆することになった。その発表内容の一部を紹介しよう。



#### (a) 過失について

第一に、加害者の側に求められる「過失」の具体的な内容については、主として判例法の発展により、交通事故、医療過誤、公害、プライバシー侵害、名誉棄損といった個々の紛争事案ごとに明らかにされることとなる。次に、過失の立証責任が原告たる被害者側に課せられるとすれば、被告たる加害者の不法行為時の心理状態を立証するのは必ずしも容易ではないため、日本では原告側の立証責任を緩和するために様々な試みが模索されてきた。例えば、訴訟法上の技術としては、実質的に被告側に立証責任の転換を図る「一応の推定 (prima facie presumption)」や間接事実の証明による「事実上の推定 (presumption in fact)」といった手法である。また、

<sup>7</sup> 両ワークショップの概要につき、下道良太「ネパール最高裁判所及び最高裁判所法曹協会のワークショップ」ICD NEWS 第81号110頁以下（2019年）。

<sup>8</sup> Section 672(1): No person shall cause loss or damages, in any manner, to another person's body, life or property or legally protected right or interest by the reason of commission or omission done, whether by any default, negligence or recklessness on the part of himself or herself or anyone else to whom he or she must bear obligation according to this Chapter.

公害や医療過誤の判例を中心として<sup>9</sup>、過失を加害者の主観的な心理状態ではなく、客観的な義務違反として捉える議論があり（いわゆる「過失の客観化」）、これも原告による被告の過失に関する立証責任の軽減につながりうる。

(b) 法的に保護される権利または利益

第二に、被害者の側に「法的に保護される権利または利益」の侵害があることが求められるが、これは違法性の判断に関わってくる要件である。わが国では、「権利」の侵害については当該権利の侵害の事実をもって直ちに違法性があると判断される一方で、「利益」の侵害については、日照や眺望に関わる利益、人格権より派生するプライバシー、各種ハラスメントなど、多種多様なものが想定され、強い利益もあれば弱い利益もあり、それらは時代や社会の変化、そして何よりも判例の蓄積により定まってくる性質の問題である。これらの利益侵害の場合には、「侵害された利益の種類」と「侵害行為の態様」との相関関係によって違法性が判断される。

(c) 因果関係

第三に、加害者の侵害行為と被害者の被った損害との間に「因果関係」があることが求められる。わが国では、法的な意味での因果関係の立証は「自然科学的証明」ではなく「高度の蓋然性の証明」で足りると理解されている<sup>10</sup>。とはいえ、前述の「過失」要件と同様に、原告たる被害者側にその立証責任が課せられるため、ここでも立証責任の軽減が問題となり、「一応の推定」や「事実上の推定」といった訴訟法上の技術がここでも模索されることになる。また、不作為不法行為の場合には、因果関係の立証が極めて困難になりうる。例えば、医療過誤訴訟において、医師が適切な治療を行なっていれば延命したであろう事例を紹介し<sup>11</sup>、「治療しなかったこと」と「早期死亡」との因果関係を判断することの難しさに言及した。

(d) 損害の発生

第四に、被害者側に「損害」が発生していることが求められる。ここでは何を損害と捉えるか、損害賠償の対象となる損害とは何か、といったことが問題になるが、これらについては、後述する不法行為責任の効果（損害賠償）の箇所でも取り上げることとしたい。

(e) 小括

以上は、日本民法709条をめぐる諸論点（の一部）をネパール側に紹介し理解してもらおうという試みである。日本民法709条とネパール民法672条1項が類似した規定であるからこそ、可能な試みでもある。無論、今後のネパール不法行為法が日本法と同様の方向で発展していくべき必然性はない。ただ、民法典が制定され、

<sup>9</sup> 2019年8月13日と14日のワークショップでは、公害事例として大阪アルカリ事件判決（大判大正5年12月22日民録22号2474頁）と熊本水俣病事件判決（熊本地判昭和48年3月20日判時696号15頁）、医療過誤事例として梅毒輸血事件（最判昭和36年2月16日民集15巻2号244頁）、欠陥製品事例として東京スモン訴訟第一審判決（東京地判昭和53年8月3日判時899号289頁）などのケースを紹介した。

<sup>10</sup> ルンバール事件判決（最判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁）。

<sup>11</sup> 肝臓検査事件判決（最判平成11年2月25日民集53巻2号235頁）。

新しく不法行為法を導入したばかりの現段階においては、672条1項が有する潜在的な発展可能性（あるいは検討を要する多数の論点）について広くネパール法曹関係者に認識してもらうことが、民法典制定後の法整備支援においては重要であると考えている。

## （2）契約責任との競合問題

ネパール民法672条の説明に戻ろう。「…当事者間に契約関係が存在していない場合には、その行為または過失により生じた損害は不法行為によるものとみなす」という2項については、これを反対解釈すると当事者間に契約関係が存在する場合には不法行為による損害賠償を請求できないと理解できそうである。実際、草案段階でこの点についてネパール側と協議を重ねたときには、契約上の請求権と不法行為上の請求権は別個独立したものであり、同項は契約と不法行為に基づく二重の損害賠償を回避するために導入されたとのことである。

わが国の判例・通説は、同一の事実に基づいて目的を同じくする別個の請求権の併存を認めるという「請求権競合説」の立場を採っている。そして、医療過誤や安全配慮義務違反といった事例において、契約責任構成と不法行為責任構成の競合が日本で認められていることを紹介することはあるが、ネパールでは、請求権の別個独立性を重視する姿勢が窺われる。後述する683条においても、刑事責任が問える場合には不法行為責任が免責されるとの規定があるが、その根底にある発想は672条2項と共通しているように思われる。

## （3）複数の賠償義務者がいる場合

4項は、複数の賠償義務者がいる場面を想定した規定である。後述する共同不法行為を規定する681条とも関係するが、連帯債務の概念を知らないネパール民法においては<sup>12</sup>、第一次的に当事者らは各人の「帰責割合」に応じて責任を負うこととし、第二次的にその帰責割合を判断できないときは、全当事者が「等しい割合」で責任を負うとしている。

## 3. 特殊不法行為責任

次に、673条から681条にかけては、いわゆる特殊不法行為責任に関する規定である。わが国では、一般不法行為責任の要件の一部を修正しているために「特殊」不法行為責任と呼ぶわけだが、それは2つのカテゴリーに分けられる。第一に、「過失」要件を修正している規定であり、それらが大半を占める。第二に、一般不法行為の「因果関係」の要件を修正している規定であり、これには共同不法行為が該当する。ネパール不法行為法も、その内容に照らして同様の分類に従って整理できそうである。

<sup>12</sup> ネパール民法典第5部第1章（債務に関する一般規定）にある497条1項は、「複数の当事者が債務を履行することを引き受けた場合、またはそのような債務がその当事者らに関係して生じた場合、契約に別段の定めがある場合を除き、全当事者がその債務を平等に履行するものとする。」と規定する。

### (1) 監督義務者の責任

673条は14歳以下の未成年者が他人に生じさせた損害につき同居する親権者または監護者に不法行為責任を負わせ、674条も判断能力が不十分な者 (a person of unsound mind) が他人に生じさせた損害につき後見人または保佐人に不法行為責任を負わせる。この二か条は日本民法714条の監督義務者の責任に相当する規定だが、ネパールの条文には免責規定が置かれていないために完全な無過失責任となる。

### (2) 使用者責任

675条は「使用者責任」を規定するが、日本民法715条とは責任の判断構造が異なる。ネパールでは、雇用者が同責任を負うのは、被用者が「誠実に」、「当該業務を遂行する過程で」他者に損害を与えた場合に限定され(675条1項)<sup>13</sup>、被用者が「過失や不誠実により」他人に損害を与えた場合は被用者自身が責任を負う(同条2項)。直接の加害者たる被用者の主観的態様(誠実、過失・不誠実)に応じて使用者の責任範囲を判断しており、2項の場合が使用者の免責事由となる。なお、代位責任の考え方を採らないためか、使用者から被用者への求償権に関する定めはない。

### (3) 家長の責任

日本民法には見られない規定として、679条の家長(House-head)の責任がある。家長は「一家の長として行為する者」と定義されており、同人は、家庭からの廃棄物によって他人に与えた損害につき責任を負う。また、他人の建物を賃借している場合も、賃借している家族の家長が責任を負うとしている。

以上の(1)～(3)に該当する条文は、親権者、後見人・保佐人、使用者、家長といった責任主体の特殊性に着目し、ある特別な地位に置かれている者に、自らが直接関与していない不法行為につき無過失責任を負わせる規定であると評価できる。

### (4) 動物所有者の責任・建物所有者の責任・所有者の責任

以下の三か条は、日本民法717条と718条に規定する土地工作物責任と動物占有者等の責任に相当する規定である。

676条は、動物の所有者は自らの管理下にある動物が他人に生じさせた損害に対して責任を負うとする一方、十分な安全策を講じていた場合や被害者自身の過失が生じた場合にはこの限りではないとして、こちらは免責規定を伴う中間責任となっている。

677条は、建物の崩壊により生じた損害につき、その建物所有者に責任を負わせる。日本民法717条は「土地工作物の瑕疵」を要件とするのに対して、こちらは「建物の崩壊」に限定されている点、また、日本民法では占有者が一次的に責任を負い、占

<sup>13</sup> 使用者が責任を負うのは「被用者が業務を遂行する過程」としている点は、日本民法715条の「事業の執行について」と類似している。そこで、2019年8月13日と14日のワークショップでは、わが国の事業執行性の判断基準(外形理論)にはその不明瞭性ゆえの問題を内包していることを、通産省事件判決(最判昭和30年12月22日民集9巻14号2047頁)、映画見物事件判決(最判昭和39年2月4日民集18巻2号252頁)、県外出張事件判決(最判昭和52年9月22日民集31巻5号767頁)などのケースを紹介しながら説明した。

有者が免責されると二次的に所有者が無過失責任を負うとの二段構成を採るが、ネパールでは、所有者のみが無過失責任を負う構成になっている。

678条は、表題が「財産の所有者の責任」となっているが、あらゆる財産が包含されるわけではない。①安全装置を欠いた爆発物、②安全装置を欠いた発火物、③指定された基準に違反する企業の過度の煙や騒音の放出物、④公道等に横たわった樹木（災害や第三者の行為による場合を除く）、⑤予防措置を適切に講じることなく、運河、溝、パイプ、または下水道を介して、公然と排出された感染または有毒物質または伝染病を運ぶ物質の5つが限定列挙されており、これらの危険物により他人に生じた損害につき、その所有者に無過失責任を負わせる。

以上の条文は、物の支配管理性に着目し、危険な物の所有者に重い責任を負わせる危険責任の考え方に基づく諸規定であると評価できる。

#### (5) 他人の財産の直接侵害に対する責任

680条は、他人の財産を直接侵害 (trespass) した者はそれにより生じた損害を賠償する責任を負うと規定する。同条には「直接侵害」の定義 (Explanation) が置かれており、それによれば、他人の不動産や動産への直接的な侵害を念頭に置いている<sup>14</sup>。留意すべきは、一般不法行為責任を定める672条1項において「過失…により、他人の…財産…を侵害してはならない」と規定していることとの関係である。この点については、他人の財産への直接的な侵害は680条の下で規律され、他人の財産への間接的または結果的な侵害は過失責任主義を採る672条1項の下で規律されると理解することとなろう。

#### (6) 共同不法行為責任

681条1項は、二人以上の者による共同不法行為の場合、「各行為者は、各人の帰責割合に応じて、共同かつ別個に (jointly and severally)、その行為により生じた損害を賠償する責任を負う」とし、同条2項は「1項の下で不法行為の帰責割合に応じて別個の責任が判断できる場合はそれに応じて責任を負い、そのような判断ができない場合は責任を負う全ての行為者が等しい割合で責任を負う」と規定する。

前述の一般不法行為責任を定める672条4項で定める規定と同趣旨の内容である。留意すべきは、681条1項でいう「共同かつ別個に」の文言である。前述のとおり、ネパール民法典には連帯債務の概念がないため、わが国の民法719条のようにこれ

---

<sup>14</sup> Section 680 (Explanation) : For the purposes of this Section, the term "trespass" means an unlawful entry into, taking possession of products of, unauthorized damage to, interference in, or unlawful encroachment on, a property that is under entitlement, possession or ownership of another person, in the case of an immovable property, and forcibly taking into custody, taking away, taking the advantage arising out of, or causing obstruction or hindrance in the use of, the property under entitlement, possession or ownership of another person, in the case of a movable property, and also includes an act of taking control of any type of property in an unauthorized manner.

を「連帯して」と文言上は理解することができない<sup>15</sup>。

ところで、複数の不法行為者による加害行為と被害者の損失との事実的因果関係を証明することは通常は極めて困難なものとなるため、共同不法行為の場合は一般不法行為で要件とされる「因果関係」は求められない。日本民法719条では、それに代えて「関連共同性」の要件が、連帯して不法行為責任を負うべき共同不法行為者の範囲を確定する機能を担っている。そうしたわが国の判例・学説上の議論をネパール法曹関係者に紹介することはあるが<sup>16</sup>、同様の議論が今後ネパールにおいて展開されるかどうかは定かではない。

#### 4. 不法行為責任の効果・免責・権利行使期間

##### (1) 損害賠償

682条は不法行為責任の効果として損害賠償のルールを定める。

1項：「本章の下で不法行為責任を負う場合、不法行為をした者は損害賠償（compensation）を支払うものとする。」

2項：「1項に含まれる内容にかかわらず、被害者の過失の結果として本章に基づいて不法行為が行われた場合には、その損害賠償額は減じられるものとする。」

3項：「1項で言及される損害賠償は、現実生じた損失または損害（actual loss or damage）に限定されるものとし、疎遠または非現実的な（remote or unactual）損害の賠償は回復できないものとする。」

4項：「損害賠償は、金銭（cash）、現物（kind）または役務（service）のいずれかの形式で、任意の種類をとりうる。」

5項：「本章に基づいて損失または損害が生じた場合、被害者は、本章に従い、損害賠償を請求する権利を有する。」

6項：「5項に従って損害賠償の請求が行われた場合、裁判所は合理的な損害賠償の支払いを命じることができる。」

1項と5項は加害者と被害者双方の立場から不法行為責任に基づく損害賠償の権利

<sup>15</sup> この点につき、森永太郎 ICD 部長が下記のような問題提起をネパール法曹関係者に対して行っている。「…ネパールには複数の債務者が存在する場合にこれらが連帯的に債務を負担するという概念はないようであり、そうすると、新民法681条は、共同不法行為者が被害者に対しそれぞれ損害の発生に寄与した割合についてのみ賠償責任を負うという解釈に帰結することになる。…刑事手続においては、被告人は自らが直接生じさせたものではない共犯者による結果についても処罰を受けるにもかかわらず、民事の不法行為においては直接寄与した割合についてのみ賠償責任を負うのは整合性を欠くこと、共同不法行為者の中に無資力の者がいた場合、そのリスクを被害者が負担することになると救済の実効性を欠くことなどを理由として挙げ、日本と同様に、各共同不法行為者が被害者との関係では生じた損害の全てを賠償する責任を負うことが妥当である…」(下道良太「ネパール出張 ～ワークショップ及び民事模擬裁判～」ICD NEWS 第82号98頁(2020年))。

<sup>16</sup> 2019年8月13日と14日のワークショップでは、レール置石事件判決（最判昭和62年1月22日民集41巻1号17頁）、四日市ぜんそく公害判決（津地判四日市支判昭和47年7月24日判時672号30頁）、西淀川大気汚染公害第一次訴訟判決（大阪地判平成3年3月29日判時1383号22頁）などのケースを紹介しながら、わが国の関連共同性に関する議論を紹介した。



義務について規定する。2項は、被害者側に過失がある場合に賠償額が軽減されるという、いわゆる過失相殺の規定である<sup>17</sup>。4項は損害賠償の方式について、3項と6項が損害賠償の範囲確定について規定する。3項によれば、損害賠償の範囲は「現実生じた損害」に限定されるが、それ以上の詳細な規定はない。ただし、6項において「裁判所は合理的な損害賠償の支払いを命じることができる」と規定されている。

わが国の不法行為法においても、損害論や賠償範囲論は判例・学説により形成されてきた経緯があり、同じことはネパールにも当てはまることであろう。ただ、これまでネパール法曹関係者とこの問題について議論を重ねてきて感じるのは、3項で規定する「現実生じた損害」の損害項目として、いわゆる「逸失利益 (lost profits)」を念頭に置いていないことである。わが国では、不法行為により人が死亡した場合の逸失利益の算定について、死亡当時の被害者の収入を基準にして、その人の推定平均余命年数のうち、推定就業可能年数に応じた収入の総額を計算し、生存していれば支出したであろう生活費等は損益相殺されるなどといった説明を行うと、その高額となる賠償金額も含めて、一様に驚かれるネパール法曹関係者が多い<sup>18</sup>。

## (2) 免責規定

683条は本章の不法行為責任が免責される2つの場合を定める。1項は「本章の下で負う不法行為責任が、ある法律の下で刑事犯罪 (criminal offence) として扱われる場合、または、その不法行為に関する別個の法的救済が他の法律において規定されている場合には、本章に基づく責任を負わないものとする。」と規定し、2項は、「1項に従い、申し立てられた不法行為者が、本章に基づいて負うべき不法行為責任につき、同人の過失によるのではなく、その他の理由によるものであることを証明した場合、同人はその不法行為に対する責任から免れるものとする。」。

同条1項によれば、ある行為が刑事責任を問われる場合には、不法行為責任は成立しない。ネパールでは、被害者に対する損害賠償は刑事手続きの中で実現されてきたという伝統があり、現在でも、その伝統は民法典と同時に制定された刑法典と量刑法に引き継がれている。刑法典40条1項(e)号は、犯罪に対する刑罰として「損害賠償」を列挙しており、量刑法は41条から45条にかけて詳細な賠償規定を置いている<sup>19</sup>。民法683条1項はこれらの諸規定と整合性を図るために設けられた。

とはいえ、本来的に、刑法の目的は加害者への制裁にあり、不法行為法の目的は被

<sup>17</sup> なお、契約違反に基づく損害賠償の場合についても543条に過失相殺の規定がある。

<sup>18</sup> 2019年8月13日のワークショップでは、これに関連して、幼児が死亡した場合の逸失利益の算定方法、また、女子年少者の逸失利益については、女子の平均賃金を基礎とするのか、それとも全労働者の平均賃金を基礎とするかについて、わが国で議論があることも紹介した。

<sup>19</sup> 森永太郎「最近のネパール刑事法の動向～『量刑法』を中心に～」ICD NEWS第77号198頁(2018年)によれば、「…刑法は損害賠償を刑事罰の一種として規定しており、これを受けてこの[量刑法]第6章(第41条～第45条)が賠償を命じる際に考慮すべき事項や賠償の範囲、賠償の方法(金銭賠償に限られず、財産による賠償や原状回復などについても規定されている)、そして賠償債務不履行の場合の刑務収容と換算率(300ルピーを1日に換算。但し懲役刑は4年を超えてはならないとする。)などについても定められている。不払いの際にこれに代えて懲役を科すというこの規定からも、ネパールが少なくとも犯罪を構成する不法行為に基づく損害賠償についてはこれを刑事罰と性格づけていることが見てとれる。」

被害者の救済にあるとの一般的な理解からすれば、683条1項に違和感があることは否めない。刑法（量刑法）と民法とでそれぞれ別個の損害論や賠償範囲論が展開されていくことへの懸念もある。そうした事情もあり、不法行為の章におけるネパール側との議論がこの条項に集中しがちであったのは事実であり、また、民法典制定後は、ネパール法曹関係者の側からも同条項を削除すべきだとの主張が一部から出されている。この点につき、森永太郎ICD部長は、刑事手続が開始されただけでは民事責任を免れることはない旨を定める民法14条に着目した上で、「刑事手続において実際に損害賠償が命じられた場合にのみ683条を適用して民事責任を免れさせることが考えられる」との解釈論を展開され、ネパール法曹関係者に向けた提言を行っている<sup>20</sup>。いずれにせよ、ネパール社会においてこれまでに不法行為法が存在せず、刑事責任で対処してきたことの伝統が色濃く反映された規定であり、今後の行く末が注目される。

### (3) 権利行使期間

684条は権利行使期間を定めており、「本章の下で行われた行為により損害を被った者は、その行為があった日から6か月以内に訴えを提起することができる。」と規定する。

本章（不法行為法）の権利行使期間は6か月であり、他の章のそれと比べても非常に短い。第5部の他の章（契約法や不当利得法）では、権利行使期間は2年であり（第1-13章、15-16章）、特別不法行為と位置づけられる製造物責任でさえ1年である（第18章）。

その起算点は「その行為があった日から」である。ところで、不法行為による損害は、不法行為が行われた時点で直ちに顕在化するとは限らない。例えば、自動車交通事故に遭った被害者は、事故からしばらくしてから後遺症等の被害が発生する場合がある。このような場合、解釈により、起算点を「後遺症が顕在化した時点」に設定するなどの可能性を模索する必要がある<sup>21</sup>。

## 5. 結語

民法典の成立により、ネパール社会に初めて不法行為法が導入されることとなった。そのこともあって、ネパールの法曹関係者をはじめとして、広くネパールの市民に向けて、個々の条文に内包する諸論点や今後検討していくべき課題、何よりも一般不法行為法の

<sup>20</sup> 本文で挙げた森永太郎ICD部長の2019年8月11日のワークショップにおける提言とそれに対するネパール法曹関係者の反応につき、下道・前掲注(7)111-112頁。

<sup>21</sup> 2019年12月29日のワークショップにおいて、下道良太教官がネパール民事訴訟法50条1項に着目した上で、権利行使期間につき以下のような問題提起を行っている。「新民法に規定された不法行為では、消滅時効についての規定はないが、6か月という日本の感覚からすれば短い出訴期間(Statute of Limitation)が定められており、しかも、その起算点は『不法行為時』とされている。したがって、当該行為について知らなかった(又は知り得なかった)被害者の救済が問題となるが、この点については、民事訴訟法において、詐欺行為等を原因として知らなかった場合や、行為自体が『密かに』行われたことにより知り得なかった場合には、出訴期間の経過にかかわらず、これらの事由を知ってから90日以内に提訴すれば手続を進めることができる旨の規定がある。そこで、民法や民事訴訟法の出訴期間に関する各規定を、被害者に対する公平な救済という観点から適切に解釈する必要がある」(下道・前掲注(15)99頁)。

発展可能性を伝えていくことが、民法典制定後の法整備支援における新たな役割であると感じている。

幸いにも、一般不法行為責任を定める672条1項は、日本民法709条と類似した構造となっている。一般不法行為法は、社会で生じる多種多様な侵害事例に対応することを求められる分野であるため、必然的に個々の要件に着目しつつ「判例による法形成」、それを踏まえた「学説上の理論構築」が重要な役割を担うことになる。わが国の一般不法行為法は、1898年の民法典施行以来、そのようにして発展を続けてきたのであり、判例・学説を中心とした学術的な成果の蓄積を今後もネパール側に伝え続けていくことが重要であろう。無論、それを採用するか否かの判断はネパール側の裁量に委ねられている。

他方で、日本民法には見られないネパール特有の規定も存在する。「連帯」ではなく「帰責割合に応じた」共同不法行為責任規定（681条）や、刑事責任が問われる場合の不法行為責任の免責規定（683条1項）などがその典型であろう。また、今後のネパール社会において、不法行為により被害者が死亡した場合の損害項目として「逸失利益」を念頭に入れていくことになるか否か（682条3項）、損害が継続的に発生するような不法行為において6ヶ月という非常に短い権利行使期間の起算点をどのように解釈していくか（684条）といった検討課題も残されている。これらの課題については、ネパール固有の諸事情や伝統なども考慮に入れながら、今後もネパール法曹関係者と議論を続けていくことになろう。